

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起業の翌日)

目 次

◆規則 鳥取県砂防指定地等管理規則(砂防利水課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県砂防指定地等管理規則

- 一 趣旨(第一条関係)
- この規則は、砂防法及び砂防法施行規程に定めるものほか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関する事項を定めることとした。
- 二 行為の禁止(第三条関係)
- 何人も、みだりに砂防設備等を損傷してはならないこととした。
- 三 行為の制限(第四条、別表第一関係)

- 1 砂防指定地内において次に掲げる行為(非常災害のため必要な応急措置として行う行為等を除く。以下「制限行為」という。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならぬこととした。
 - (1) 工作物の新築、改築、移転又は除却
 - (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為

(三) 竹木の伐採

- 四 土石(砂れきを含む。以下同じ。)、竹木又は樹根の堆積又は投棄

(四) 土石、竹木又は樹根の採取

- 五 竹木の滑下又は地引きによる搬出

- 2 知事は、1の許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができることとした。

(四) 砂防設備等の占用(第五条関係)

- 1 砂防設備等を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。

- 2 知事は、1の許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができることとした。

(五) 許可の申請(第六条、様式第一号関係)

- 三の1又は四の1の許可(以下「制限行為等の許可」という。)を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可申請書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

六 許可期間等（第七条、様式第二号関係）

1 制限行為等の許可の有効期間（以下「許可期間」という。）は、三の1の許可にあっては一年以内、四の1の許可にあっては五年以内とすることとした。ただし、許可期間の更新を妨げないこととした。

2 許可期間の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する日の三十日前までに砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可期間更新申請書を知事に提出しなければならないこととした。

七 変更の許可（第八条、様式第三号関係）

1 制限行為等の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可事項変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならぬこととした。

2 知事は、1の許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができるとした。

八 経過措置（第九条、様式第四号関係）

1 砂防指定地の指定の際に当該砂防指定地内において制限行為をしている者は、三の1にかかわらず、当該砂防指定地の指定の日から起算して一年を超えない範囲内で知事が定める期間に限り、従前と同様の条件により、三の1の許可を受けたものとみなすこととした。

2 1の場合において、当該制限行為をしている者は、速やかに、砂防指定地内制限行為届出書に必要な書類を添付して知

事に提出しなければならないこととした。

3 知事は、1により三の1の許可を受けたものとみなす期間を定めたときは、当該制限行為をしている者に対し、その旨及びその期間を通知するものとすることとした。

九 許可の特例（第十条関係）

国又は地方公共団体が行う制限行為又は砂防設備等の占用について、三の1及び四の1並びに七の1にかかわらず、あらかじめ知事に協議することもつて足りることとした。この場合において、協議が成立したときは、当該国又は地方公共団体は、三の1若しくは四の1又は七の1の許可を受けたものとみなすこととした。

十 採取料等の徴収等（第十一條、別表第二関係）

1 知事は、三の1の許可（知事が砂防設備等の用に供するための土地として管理する土地における三の1の田の行為に係るものに限る。）又は四の1の許可を受けた者から、採取料又は占用料（以下「採取料等」という。）を徴収することとした。

2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるとときは、採取料等を減免することができることとした。

3 採取料等は、制限行為等の許可をした際にその全額を一括して徴収するものとすることとした。ただし、許可期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の採取料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとすることとした。

十一 既納の採取料等（第十二条、様式第五号関係）

既に納付した採取料等は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないことをとした。

(一) 砂防法の規定により制限行為の許可を取り消したとき。

(二) 天災その他特別の事由により制限行為又は砂防設備等の占用をすることがなくなったと認めたとき。

2 採取料等の還付を受けようとする者は、採取料等還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

十二 標識の設置（第十三条、様式第六号関係）

三の1の許可を受けた者は、許可期間中、当該許可に係る場所に、砂防指定地内制限行為許可標識を設置しておかなければならぬこととした。

十三 制限行為の着手等の届出（第十四条、様式第七号～様式第九号関係）

制限行為等の許可を受けた者（1にあっては、八の1により

三の1の許可を受けたものとみなされる者を除く。）は、次の場合には、それぞれ次の届出書を知事に提出しなければならぬこととした。

1 許可に係る制限行為又は砂防設備等の占用に着手しようとするとき。砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）着手届出書

2 制限行為又は砂防設備等の占用を終了し、又は中止したと

十五 砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）終了（中止）届出書

十四 許可に基づく地位の承継（第十五条、様式第十号関係）

3 住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者の氏名）を変更したとき。住所等変更届出書

1 相続人、合併により設立される法人その他の制限行為等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。

2 三の1の許可（三の1の（一）から四までの行為に係るものに限る。）を受けた者から当該許可に係る工作物、土地、竹木、土石若しくは樹根又は当該許可に係る制限行為（三の1の（二）の行為を除く。）をすべき土地（以下「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継すること。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては同様とすることとした。

3 1または2により地位を承継した者は、速やかに、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可地位承継届出書に地位の承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならないこととした。

十五 権利の譲渡（第十六条、様式第十一号関係）

1 三の1の許可（三の1の（二）の行為に係るものに限る。）又は四の1の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなけれ

ば、譲渡することができないこととした。

2 1の承認を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為(

砂防設備等占用)権譲渡承認申請書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

3 1の許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。

十六 監督処分に伴う損失の補償等(第十七条関係)

1 知事は、砂防工事のためやむを得ない必要があること、又は公益上やむを得ない必要があることにより砂防法の規定による処分又は命令をした場合において、当該処分又は命令により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償するものとすることとした。

2 知事は、1により知事が補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要があるものとして砂防法の規定による処分又は命令があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができることとした。

十七 報告の徴収(第十八条関係)

知事は、治水上砂防のため必要があるときは、制限行為等の許可を受けた者から砂防指定地又は砂防設備等の管理上必要な報告を求めることができるのこととした。

十八 身分証明書(第十九条、様式第十二号関係)

砂防法の規定により他人の土地に立ち入らうとする者は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示

しなければならないこととした。

十九 罰則(第二十二条、第二十三条関係)

1 次の各号の一に該当する者は、一年以下の徴役若しくは禁錮又は八千円以下の罰金に処することとした。

(一) 二に違反した者

(二) 三の1に違反して制限行為をした者

(三) 四の1に違反して砂防設備等の占用をした者

四 詐欺その他不正な手段により、三の1、四の1若しくは七の1による許可、六の1による許可期間の更新又は十五の1による承認を受けた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して1の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、1の罰金刑を科することとした。

二十 その他

一定義、書類の提出部数等について所要の規定を設けることとした。

二十一 施行期日等

1 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。

2 砂防管理員設置規則を廃止することとした。

3 次の経過措置を講ずることとした。

(一) この規則による改正前の砂防指定地取締規則(以下「旧規則」という。)の規定による許可を受けている者に關す

る経過措置

- (二) 現に砂防設備等を占用しているものに関する経過措置
 (三) 旧規則の規定による願書に関する経過措置
 (四) 罰則に関する経過措置

規則

鳥取県砂防指定地等管理規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県砂防指定地等管理規則

砂防指定地取締規則（昭和二十三年三月鳥取県規則第十九号）の全部を
改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」と
いう。）及び砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）に定め
るもののか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項を定
めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により
設大臣が指定した土地をいう。

第三条 この規則において「砂防設備等」とは、次に掲げる施設等のうち知事
が管理するものをいう。

- 1 法第一条に規定する砂防設備
- 2 法第三条に規定する治水上砂防のための施設物であつて同条の規定
により法の規定が準用されることとなるもの
- 3 法第三条ノ二に規定する天然の河岸
(行為の禁止)
- 4 第三条 何人も、みだりに砂防設備等を損傷してはならない。
(行為の制限)

第四条 砂防指定地内において次に掲げる行為（別表第一に掲げる行為を
除く。以下「制限行為」という。）をしようとする者は、知事の許可を
受けなければならない。

- 1 工作物の新築、改築、移転又は除却
- 2 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 3 竹木の伐採
- 4 土石（砂れきを含む。以下同じ。）、竹木又は樹根の堆積又は投棄
- 5 土石、竹木又は樹根の採取
- 6 竹木の滑下又は地引きによる搬出

第二条 知事は、前項の規定による許可に、治水上砂防のため必要な条件を付
することができる。

（砂防設備等の占用）

第五条 砂防設備等を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければ

ならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
(許可の申請)

第六条 第四条第一項又は前条第一項の許可（以下「制限行為等の許可」という。）を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可申請書（様式第三号）を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

- （占用）許可申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺五万分の一以上のもの
- 二 申請に係る土地の平面図で縮尺千分の一以上のもの
- 三 申請に係る土地の縦横断図で縮尺千分の一以上のもの
- 四 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面

- 五 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が工作物に係る工事を伴う場合にあっては、工作物設計図及び工事の実施計画書
- 六 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書
- 七 その他知事が必要と認める書類
(許可期間等)

- 第七条 制限行為等の許可の有効期間（以下「許可期間」という。）は、

- 第四条第一項の許可にあっては一年以内、第五条第一項の許可にあっては五年以内とする。ただし、許可期間の更新を妨げない。

- 2 前項ただし書の許可期間の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する日の三十日前までに砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可期間更新申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

（変更の許可）

第八条 制限行為等の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可事項変更許可申請書（様式第三号）を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 第四条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
(経過措置)

第九条 砂防指定地の指定の際に当該砂防指定地内において制限行為をしている者は、第四条第一項の規定にかかわらず、当該砂防指定地の指定の日から起算して一年を超えない範囲内で知事が定める期間に限り、従前と同様の条件により、同項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、当該制限行為をしている者は、速やかに、砂防指定地内制限行為届出書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。
（届出書）

- 3 第六条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

- 4 知事は、第一項の規定により第四条第一項の許可を受けたものとみなし期間を定めたときは、当該制限行為をしている者に対し、その旨及びその期間を通知するものとする。

（許可の特例）

第十条 国又は地方公共団体が行う制限行為又は砂防設備等の占用については、第四条第一項及び第五条第一項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。この場合において、当該協議が成立したときは、当該国又は地方公共団体は、第四条

第一項若しくは第五条第一項の許可又は第八条第一項の許可を受けたも

のみなす。

(採取料等の徴収等)

第十一條 知事は、第四条第一項の許可（知事が砂防設備等の用に供するための土地として管理する土地における同項第五号に掲げる行為に係るものに限る。）又は第五条第一項の許可を受けた者から、別表第二に定める額の採取料又は占用料（以下「採取料等」という。）を徴収する。

2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、採取料等を減免することができる。

3 採取料等は、制限行為等の許可をした際にその全額を一括して徴収するものとする。ただし、許可期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の採取料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

(既納の採取料等)

第十二条 既に納付した採取料等は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法第二十九条の規定により制限行為等の許可を取り消したとき。

二 天災その他特別の事由により制限行為又は砂防設備等の占用をすることができなくなつたと認めたとき。

2 前項ただし書の規定により採取料等の還付を受けようとする者は、採取料等還付申請書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。（標識の設置）

第十三条 第四条第一項の許可を受けた者は、許可期間中、当該許可に係る場所に、砂防指定地内制限行為許可標識（様式第六号）を設置しておかなければならない。

(制限行為等の着手等の届出)

第十四条 制限行為等の許可を受けた者（第九条第一項の規定により第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者を除く。）は、当該許可に係る制限行為又は砂防設備等の占用に着手しようとするときは、あらかじめ、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）着手届出書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

2 制限行為等の許可を受けた者は、制限行為又は砂防設備等の占用を終了し、又は中止したときは、速やかに、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）終了（中止）届出書（様式第八号）を知事に提出しなければならない。

3 制限行為等の許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者の氏名）を変更したときは、速やかに、住所等変更届出書（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第十五条 相続人、合併により設立される法人その他の制限行為等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第四条第一項の許可（同項第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。）を受けた者から当該許可に係る工作物、土地、竹木、土石若しくは樹根又は当該許可に係る制限行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）をすべき土地（以下「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使

用に關しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、速やかに、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）許可地位承継届出書（様式第十号）に地位の承継を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（権利の譲渡）

第十六条 第四条第一項の許可（同項第五号に掲げる行為に係るものに限る。）又は第五条第一項の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項の承認を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為（砂防設備等占用）権譲渡承認申請書（様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 謾渡に関する当事者の意思及び譲渡しようとする期日を記載した書類

二 謾渡の理由を記載した書類

三 その他知事が必要と認める書類

4 第一項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

（監督処分に伴う損失の補償等）

第十七条 知事は、法第一条に規定する砂防工事のためやむを得ない必要があること、又は公益上やむを得ない必要があることにより法第二十九条の規定による処分又は命令をした場合において、当該処分又は命令により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 知事は、前項の規定により知事が補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要があるものとして法第二十九条の規定による処分又は命令が得たことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（報告の徴収）

第十八条 知事は、治水上砂防のため必要があるときは、制限行為等の許可を受けた者から砂防指定地又は砂防設備等の管理上必要な報告を求めることができる。

（身分証明書）

第十九条 法第二十三条第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、身分証明書（様式第十二号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（書類の提出等）

第二十条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書等の提出部数は、正副二部とし、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

（その他）

第二十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（罰則）

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は八千円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反して制限行為をした者
三 第五条第一項の規定に違反して砂防設備等の占用をした者

四 詐欺その他不正な手段により、第四条第一項、第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可、第七条第一項ただし書の規定による許可期間の更新又は第十六条第一項の規定による承認を受けた者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年七月一日から施行する。

(砂防管理員設置規則の廃止)

2 砂防管理員設置規則(昭和二十四年一月鳥取県規則第一号)は、廃止する。

(旧規則の規定による許可を受けている者に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の砂防指定地取締規則(以下「旧規則」という。)第一号の規定による許可を受けている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、従前と同様の条件により、この規則による改正後の鳥取県砂防指定地等管理規則(以下「新規則」という。)第四条第一項の規定による許可を受けた者とみなして、この規則の規定を適用する。

(既に砂防設備等を占用している者に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に知事の同意を得て砂防設備等を占用している者は、施行日において、従前と同様の条件により、新規則第五条第一項の規定による許可を受けた者とみなして、この規則の規定を適用する。

(旧規則の規定による願書に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に旧規則第二条の規定により出願されている願書は、新規則第六条第一項の申請書とみなす。

(罰則に関する経過措置)

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第四条関係)

一 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

二 通常の管理行為

三 軽易な行為

四 法令又はこれに基づく处分による義務の履行として行う行為
別表第二(第十一条関係)

一 採取料

区	分	探	取	料
		単	位	金
土	砂	一立方メートル		額
砂利(かき込み砂利を含む。)				九二円
栗	石	一立方メートルにつき		一三三円
竹木又は樹根	転石	一個につき		一三三円
		九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した額		

区 分	占 用 位 置	金 額	電 柱	
			街灯 く。(電柱 であるもの を除く。)	一本につき一 年
工作物の設置を伴うもの				
塔類	塔			
水道管、下 ガス管等の管 その他の管	広告塔	占用面積 表示面積 一年に平 方メートルに 一平方メートル未 満のもの	占用面積 表示面積 一年に平 方メートルに平 方メートル未 満のもの	四、二五〇円 二、一二五円
外径が○・四 メートル未 満のもの 外径が○・四 メートル以上 のもの 外径が一メー トル以上のも の	その他塔	長さ一メート ルにつき一年	六四〇円 一三〇円 一三〇円 一〇〇円	五〇〇円 二五〇円 一五〇円
看板又は広告板 通路(橋を含む。)	標識	一本につき一 年	六四〇円 七九〇円 四、二五〇円 一一〇円	一三〇円 五〇〇円 二、一二五円 七〇円
その他工作物	発電に係る工作物	占用面積 表示面積 一年に平 方メートルに平 方メートル未 満のもの	一九〇円 一三〇円	八〇円
工作物の設置を伴わないもの		知事が定める額		

備考

一 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。

二 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。

1 栗石 長径が八センチメートル以上三十センチメートル未満のもの

2 転石 長径が三十センチメートル以上のもの

三 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル又は一立方メートルとして計算するものとする。

四 許可期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、一年未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

五 一件の採取料等の額が百円未満である場合における当該採取料等の額は、百円とするものとする。

六 砂防設備等の占用のうち消費税法(昭和六十三年法律第百八号)

第六条第一項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る一件の占用料の額は、その表(備考五を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合をあらてては、百円)とするものとする。

様式第1号(第6条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可申請書

職 氏名 殿

鳥取県砂防指定地等管理規則第4条第1項(第5条第1項)の規定に基づき、制限行為(砂防設備等の占用)の許可を受けたいので、同規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所 郵便番号 □□□-□□

フリガナ 氏名 (印)

(法人にあっては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

河川の名称	
制限行為(砂防設備等の占用)の場所	
制限行為(砂防設備等の目的)	
制限行為(砂防設備等の占用)の内容	
許可を要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
制限行為(砂防設備等の占用)に係る数量又は面積	
備考	

添付書類

1 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺5万分の1以上のもの

①

2 申請に係る土地の平面図で縮尺千分の1以上のもの

3 申請に係る土地の縦横断図で縮尺千分の1以上のもの

④

4 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面

5 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が工作物に係る工事を伴う場合には、工作物設計図及び工事の実施計画書

6 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書

7 その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可期間更新申請書

職 氏 名 戴

許可期間の更新を受けたいので、鳥取県砂防指定地等管理規則第7条

第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

申請者 住 所

フリガナ

④

フリガナ

名

(法人にあっては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

報 公 取 銀

日曜土日

1月

4年

平成元年

様式第3号(第8条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可事項変更設可申請書

職 氏 名 戴

許可を受けた事項の変更の許可を受けたいので、鳥取県砂防指定地等

管理規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

申請者 住 所

フリガナ

名

(法人にあっては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

許可年月日及 び番号	年 月 日 第 号
更新を要する 期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新の理由	

添付書類 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係
を有する者がいる場合にあっては、利害関係者の承諾書

変更予定年月日	年 月 日
変更の理由	

添付書類 変更に係る事項を明らかにするものとして知事が必要と認め
る書類

様式号4号(第9条関係)

砂防指定地内制限行為届出書

職 氏名 殿
 年 月 日 建設省告示第 号による砂防指定地の指定の際
 現に制限行為をしているので、鳥取県砂防指定地等管理規則第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所

フリガナ

(回)

(法人にあっては、所在地並びに
 (名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

添付書類

- 1 届出に係る土地の位置を表示する図面で縮尺5万分の1以上のもの
- 2 届出に係る土地の平面図で縮尺千分の1以上のもの
- 3 届出に係る土地の縦横断図で縮尺千分の1以上のもの
- 4 届出に係る制限行為が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面
- 5 届出申請に係る制限行為が工作物に係る工事を伴う場合にあっては、工作物設計図及び工事の実施計画書
- 6 届出に係る制限行為について利害関係を有する者がいる場合においては、利害関係者の承諾書
- 7 その他知事が必要と認める書類

河川の名称	
制限行為の場所	
制限行為の目的	
制限行為の内容	
制限行為に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
制限行為に係る数量又は面積	
備考	

平成元年4月1日 土曜日

鳥取県公報

様式第5号(第12条関係)

採取料等還付申請書

職 氏 名 殿

鳥取県砂防指定地等管理規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、
採取料(占用料)の還付を受けたいので、同条第2項の規定により、次
のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

フリガナ
氏 名(法人にあつては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

様式第6号(第13条関係)

60センチメートル

砂防指定地内制限行為許可標識

許可年月日及び番号 年 月 日から
月まで

許可を受けた制限行為の内容

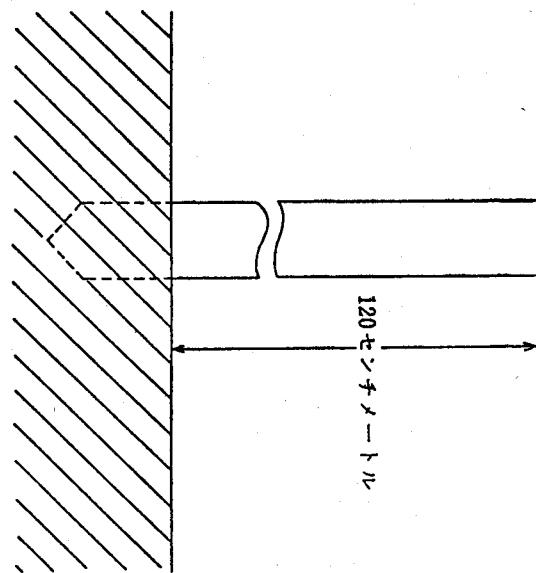
許 可 期 間 年 月 日まで

許可を受けた者の住所

許可を受けた者の氏名

50センチ
メートル

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
納入済みの採取料(占用料) の額	
還付を受けようとする採取料(占用料) の額	
還付を受けようとする理由	
備 考	



報公県取

様式第7号(第14条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)着手届出書

職 氏名 殿

制限行為(砂防設備等の占用)に着手するので、鳥取県砂防指定地等
管理規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□
届出者 住 所
フリガナ
氏 名(法人にあつては、所在地並びに)
(名称及び代表者の氏名
(電話番号 番)許可年月日
及び番号 年 月 日 第 号

着手の場所	
着手に係る制 限行為(砂防 設備等の占用) の内容	
着手年月日	年 月 日
備 考	

様式第8号(第14条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)終了(中止)届出書

職 氏名 殿

制限行為(砂防設備等の占用)を終了(中止)したので、鳥取県砂防
指定地等管理規則第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□
届出者 住 所
フリガナ
氏 名(法人にあつては、所在地並びに)
(名称及び代表者の氏名
(電話番号 番)許可年月日
及び番号 年 月 日 第 号

終了(中止) の場所	
終了(中止) に係る制限行 為(砂防設備等 の占用) の内容	
終了(中止) 年月日	年 月 日
終了(中止) の理由	

様式第9号(第14条関係)

住 所 等 変 更 届 出 書

職 氏 名 殿

住所(所在地・氏名・名称・代表者の氏名)を変更したので、鳥取県
砂防指定地等管理規則第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ま
す。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者

住 所

フリガナ

(④)
(法人にあっては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

許可年月日及
び番号 年 月 日 第 号

様式第10号(第15条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)許可地位承継届出書

職 氏 名 殿

鳥取県砂防指定地等管理規則第15条第1項(第2項)の規定に基づき、
同規則第4条第1項(第5条第1項)の許可に基づく地位を承継したの
で、同規則第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者

住 所

フリガナ

(④)
(法人にあっては、所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

承継に係る許可の年月日及
び番号 年 月 日 第 号

承継人 住所(所在地)

氏名(名称及び
代表者の氏名)

被承継人 住所(所在地)

氏名(名称及び
代表者の氏名)承継に係る制限行為(砂防
設備等の占用)の場所承継に係る制限行為(砂防
設備等の占用)の内容

承継 年 月 日 年 月 日

承継 の 理 由

考 備

添付書類 地位の承継を証する書類

許可年月日及 び番号	年 月 日 第 号
変更した事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

承継人	住所(所在地)
被承継人	住所(所在地)
承継に係る制限行為(砂防 設備等の占用)の場所	
承継に係る制限行為(砂防 設備等の占用)の内容	
承継 年 月 日	年 月 日
承継 の 理 由	
考 備	

様式第11号(第16条関係)

砂防指定地内制限行為(砂防設備等占用)権譲渡承認申請書

職 氏名 賾

鳥取県砂防指定地等管理規則第16条第1項の規定に基づき、同規則第5条第1項の許可に基づく権利の譲渡の承認を受けたいので、同規則第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
アリガナ
氏 名
(法人にあっては、所在地並びに
(名称及び代表者の氏名)
(電話番号 局 番)

譲渡に係る許可の年月日及 年 月 日 第 号

譲渡人	住所(所在地) 氏名(名称及び 代表者の氏名)
譲受人	住所(所在地) 氏名(名称及び 代表者の氏名)
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日
譲 渡 の 理 由	
備 考	

様式第12号(第19条関係)

(表 面)

身 分 証 明 書 所 属 第 号
職 氏 名 年 月 日 生

写 真

上記の者は、砂防法第23条第1項の規定により、土地に立ち入り、その土地を材料置場等に供し、又はやむを得ないときは、その土地に現在する障害物を除却することができる者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名

回

(裏 面)

砂防法(抜粋)

第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス
第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ己ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得
2 前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得
鳥取県砂防指定地等管理規則(抜粋)

(身分証明書)

第19条 法第23条第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

添付書類

- 1 譲渡に關する当事者の意思及び譲渡しようとする期日を記載した書類
- 2 譲渡の理由を記載した書類
- 3 その他知事が必要と認める書類